



MATERION

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 (製品名)	Nickel Chromium Targets
会社名	Materion Advanced Materials Germany GmbH
住所	Borsigstrasse 10 Alzenau 63755 ドイツ
担当者 (作成者)	Hermann Schmiing
電話番号	49.60.23.91.82.0
メールアドレス	Materion.Germany@materion.com
緊急連絡電話番号	49.60.23.91.82.0
整理番号	G15

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	GHS分類基準に該当しない。		
健康に対する有害性	皮膚感作性	区分1	
	発がん性	区分2	
	特定標的臓器毒性, 反復ばく露	区分1 (呼吸器系)	
環境に対する有害性	GHS分類基準に該当しない。		

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。発がんのおそれの疑い。吸入すると、長期にわたる、又は反復暴露による臓器 (呼吸器系) の障害。

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。取扱い後はよく洗うこと。保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

応急措置

皮膚刺激又は発しん (疹) が生じた場合: 医師の診断/手当てを受けること。呼吸器症状がある場合: 医師に連絡すること。

保管

施錠して保管すること。

廃棄

内容物 / 容器を地域 / 地方 / 国 / 国際規則に従って廃棄すること。

GHS分類に該当しない他の危険有害性

知見なし。

その他の情報

詳細については、+1.216.383.4019で製品管理部門にお問い合わせください。

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

重要な兆候

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。長期にわたる暴露により慢性影響をうけることがある。

想定される非常事態の概要

皮膚接触により感作を引き起こすことがある。発がんのおそれの疑い。長期にわたる暴露により慢性影響をうけることがある。

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

官報公示整理番号

成分	CAS番号	化審法	安衛法	含有量 (%)
ニッケル	7440-02-0			50 - 99
クロミウム	7440-47-3			1 - 50

4. 応急措置

吸入した場合

微粒子の吸入に起因する呼吸困難が発生した場合、ただちに清浄な空気中へ移動させる必要がある。呼吸が止まった場合、人工呼吸を施し、医療救助を求めること。

皮膚に付着した場合

皮膚の切り傷は、ていねいに洗浄し、全ての微粒子状の碎片を取り除く。傷を十分に洗浄しきれない場合、医療処置を求める。作業を継続する前に、傷の洗浄、消毒、テーピング等の標準的な応急処置を施す。炎症が続く場合、医療処置を求める。誤って皮膚の下に微粒子が入り込んでしまった場合、ただちに除去する。

目に入った場合

直ちに大量の水で少なくとも15分間洗い流し、時々上下まぶたを持ち上げて洗ってください。

飲み込んだ場合

無理に吐かせ、直ちに医師の指示。意識のない人には口から何も与えてはいけない。

応急措置をする者の保護

暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断 / 手当を受けること。

5. 火災時の措置

消火剤

粉末。乾いた砂。

使ってはならない消火剤

消火に水噴射をしない。これは火災を拡散することになる。

火災時の特有の危険有害性

この製品は引火性ではない。

特有の消火方法

危険でなければ容器を火災の近辺から遠ざける。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

提供された形においては、本製品には特別な問題は何かもない。

環境に対する注意事項

安全を確認してから、もれやこぼれを止める。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

廃棄物の廃棄方法については、本SDSの項目13を参照。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 (局所排気、全体換気等)

適切な換気を行う。

安全取扱い注意事項

使用前に取扱説明書を入手すること。全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。眼、皮膚、衣服への接触を避ける。長時間の接触を避ける。使用中は飲食や喫煙をしない。取扱い後は手をよく洗うこと。産業衛生に気を配る。

接触回避

強酸。より詳しい情報については第10項を参照。

適切な衛生対策

本物質を取り扱った後、飲食や喫煙をする前に手を洗うなど、常に適切な衛生措置をとる。汚染物質を取り除くために定期的に作業衣と保護具を洗う。汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

保管

安全な保管条件

施錠して保管すること。混触危険物質 (本SDS第10項を参照) から離して保管すること。

安全な容器包装材料

錠をかけて保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度 (暴露限界値) および管理濃度

作業環境評価基準(昭和63年9月1日号外、労働省告示第79号) 別表

成分	タイプ	数値	
ニッケル (CAS 7440-02-0)	管理濃度	0.1 mg/m ³	
日本産業衛生学会 - 許容濃度	タイプ	数値	
クロミウム (CAS 7440-47-3)	TWA	0.5 mg/m ³	
ニッケル (CAS 7440-02-0)	TWA	1 mg/m ³	
ACGIH	タイプ	数値	形状
クロミウム (CAS 7440-47-3)	TWA	0.5 mg/m ³	

ACGIH 成分	タイプ	数値	形状
ニッケル (CAS 7440-02-0)	TWA	1.5 mg/m3	吸入性画分
設備対策	標準監視手順に従ってください。		
保護具			
呼吸器の保護具	換気が不適切な場合は呼吸用保護具を使用する。		
手の保護具	手袋を着用し、処理中に金属で手を切ったり擦り傷を負うのを防ぐ。		
目の保護具	目を怪我する危険があるとき、特に溶解、鑄造、切削、研磨、溶接、紛体処理等の粉塵が発生する作業中は、所定の安全眼鏡、ゴーグル、保護面、溶接用ヘルメット等を着用する。		
皮膚及び身体の保護具	機械加工、炉の再築、空気清浄装置のフィルター交換、メンテナンス、炉の保守作業等の最中に粒子で汚染される可能性のある作業員は、防護服もしくは作業衣を着用する。		

9. 物理的及び化学的性質

外観

物質の状態	固体。
形状	固体。
色	メタリック。
臭い	なし。
臭いの閾値	該当しない。
pH	該当しない。
融点・凝固点	1455 °C (2651 °F) 推定値 / 該当しない。
沸点、初留点と沸騰範囲	該当しない。
引火点	該当しない。
燃焼性 (固体、ガス)	知見なし。
燃焼又は爆発範囲	
燃焼範囲 - 下限 (%)	該当しない。
燃焼範囲 - 下限・測定温度	該当しない。
燃焼又は爆発範囲 - 上限	該当しない。
燃焼範囲 - 上限・測定温度	該当しない。
爆発下限界 (%)	該当しない。
爆発範囲 - 下限・測定温度	該当しない。
爆発上限界 (%)	該当しない。
爆発範囲 - 上限・測定温度	該当しない。
蒸気圧	該当しない。
蒸気密度	該当しない。
蒸発速度	該当しない。
比重 (相対密度)	該当しない。
溶解度	
水溶性	不溶性
n-オクタノール / 水分係数	該当しない。
自然発火温度 (発火点)	該当しない。
分解温度	該当しない。
粘度 (粘性率)	該当しない。
その他の情報	
密度	8.31 g/cm3 推定値
爆発性状	爆発物でない。
酸化能力	酸化性でない。
比重	該当しない。

10. 安定性及び反応性

反応性	本製品は、通常の使用、保管および輸送条件下では安定かつ非反応性である。
-----	-------------------------------------

化学安定度	通常状態で安定。
危険有害反応可能性	一般的な使用条件下では、危険な反応は知られていない。
避けるべき条件	混触危険物質との接触。
混触危険物質	強酸。
危険有害な分解生成物	危険有害な分解生成物は知られていない。

11. 有害性情報

急性毒性	知見なし。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	長時間の皮膚接触により一時的な刺激を起こすことがある。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	製品の形状から、該当しないと考えられる。
呼吸器または皮膚感作性	
日本産業衛生学会 - 気道感作性物質	
クロミウム (CAS 7440-47-3)	2 人間に対しておそらく気道感作性があると考えられる物質
ニッケル (CAS 7440-02-0)	2 人間に対しておそらく気道感作性があると考えられる物質
日本産業衛生学会 - 皮膚感作性物質	
クロミウム (CAS 7440-47-3)	1 人間に対して明らかに皮膚感作性がある物質
ニッケル (CAS 7440-02-0)	1 人間に対して明らかに皮膚感作性がある物質
呼吸器感作性	呼吸器感作性物質でない。
皮膚感作性	皮膚接触により感作を引き起こすことがある。
生殖細胞変異原性	分類基準に該当しない。
発がん性	発がんのおそれの疑い。
ACGIH発がん性物質	
クロミウム (CAS 7440-47-3)	A4 ヒトへの発がん性を分類できない。
ニッケル (CAS 7440-02-0)	A5 ヒトに対する発がん性の疑いのない物質
IARC発がん性評価モノグラフ	
クロミウム (CAS 7440-47-3)	3 ヒトへの発がん性を分類できない。
ニッケル (CAS 7440-02-0)	2B ヒトに発がん性の可能性がある。
NTP発がん性物質レポート	
ニッケル (CAS 7440-02-0)	ヒト発がん性があることが知られている物質。 ヒト発がん性があると合理的に予測される物質。

生殖毒性	分類基準に該当しない。
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	長期にわたる、又は反復暴露による臓器 (呼吸器系) の障害のおそれ。
吸引性呼吸器有害性	吸引性呼吸器有害性でない。

12. 環境影響情報

生態毒性	データなし。
残留性/分解性	この製品の分解性についてのデータはない。
生体蓄積性	データなし。
土壤中の移動性	データなし。
オゾン層への有害性	データなし。

13. 廃棄上の注意

適用され規則に準拠して廃棄しなければならない。	
残余廃棄物	現地の規定に従い、処分する。空の容器やライナーには製品の残余物が残っている可能性がある。本物質とその容器は安全な方法で廃棄しなければならない (「廃棄上の注意」 参照) 。
汚染容器及び包装	製品の残余物が残っているかもしれないので、容器が空になった後もラベルの警告に従う。空の容器は、リサイクルまたは廃棄のために、承認された廃棄物処理施設に運ばなければならない。
地域の廃棄規制	内容物 / 容器を地域 / 地方 / 国 / 国際規則に従って廃棄すること。

14. 輸送上の注意

IATA	危険物には該当しない。
------	-------------

IMDG

危険物には該当しない。

MARPOL73/78条約の附属書II及びIBCコードによるバルク輸送 データなし。

国内規制 国内輸送については 15章の規制に従うこと。

15. 適用法令

労働安全衛生法

特化則

第二類物質

ニッケル化合物 (24に掲げる物 (ニッケルカルポニル)を除き,粉状の物に限る.)

通知対象物

クロム及びその化合物(クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く) 別表第9 政令番号 142 1.0 - 50 %

ニッケル 別表第9 政令番号 418 50 - 99 %

表示対象物

クロム(粉状) 1.0 - 50 %

クロム及びその化合物(クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く) 1.0 - 50 %

毒物及び劇物取締法

特定毒物

該当せず。

毒物

該当せず。

劇物

該当せず。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

第一種特定化学物質

該当せず。

第二種特定化学物質

該当せず。

監視化学物質

該当せず。

優先評価化学物質

該当せず。

届出不要物質

該当せず。

化学物質排出把握管理促進法

特定第一種指定化学物質(物質名、政令番号、含量)

ニッケル化合物 政令番号 309 99 % (ニッケル)

第一種指定化学物質(物質名、政令番号、含量)

クロム及び3価クロム化合物 政令番号 87 50 % (クロミウム)

ニッケル 政令番号 308 99 % (ニッケル)

第二種指定化学物質(物質名、政令番号、含量)

該当せず。

船舶安全法・危規則

該当せず。

航空法・施行規則

該当せず。

火薬類取締法

該当せず。

水質汚濁防止法

クロム

下水道法

クロム及びその化合物 2 mg/l

16. その他の情報

引用文献

ACGIH Documentation of the Threshold Limit Values and Biological Exposure Indices
HSDB® - Hazardous Substances Data Bank
IARC発がん性評価モノグラフ
National Toxicology Program (NTP) Report on Carcinogens
日本産業衛生学会、許容濃度等の勧告
日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン、2012年6月
JIS Z 7252 : 2014 GHS に基づく化学品の分類方法
JIS Z 7253 : 2012 GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 - ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

本書は、技術的に信頼がおけるとみなされる情報源からのデータと、正しいと見なされる情報に基づいて作成されているが、Materionは本書に明示もしくは暗示されている情報の正確性について保証するものではない。Materionは、この情報およびその製品が使われるすべての状況を予測することはできず、また製品使用時の実際の条件は統制できない。従って、ユーザーはこの製品を特定目的のために使うにあたり、分かり得るすべての情報を評価し、国及び地方公共団体の法令に準拠する責任がある。